

♥ 医療法人 社団 桑崎会
グループホーム エルーセラ
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 運営規程

(事業目的)

第1条 医療法人 社団 桑崎会(以下「当会」という。)が開設するグループホーム エルーセラ(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護従業者は、佐野市に住所を有する要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある者に対して、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム エルーセラ
- 2 所在地 佐野市免鳥町496

(事業所理念)

第4条 事業所の理念は、次のとおりとする。

- 1 誠意を持って接する
- 2 個別のケアを重視する
- 3 日々穏やかに過ごせるよう支援する

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行う。
- 2 介護職員 21名以上
介護職員は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 3 計画作成担当者(介護従事者と兼務) 1名以上(内介護支援専門員1名以上)
計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成する。尚、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることとする。
- 4 上記変更の届出は年1回実施すればよい。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、各ユニット9名とし、合計27名とする。

(活動時間帯)

第7条 当施設の活動時間帯は次のとおりとする。

- 1 日中の時間帯 6時～21時
- 2 夜間及び深夜の時間帯 21時～6時

((介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の心身の状況に応じた介護
- 2 食事やその他の家事等(利用者と共にやるものとする。)
- 3 利用者の趣味、嗜好に応じた活動の支援
- 4 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等
- 5 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第9条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービス(注：法定代理受領とは、利用者に代わり、事業者が市区町村(市区町村が審査支払を国保連に委託している場合には、国保連)から保険給付を受け取ること)である時は、所得等に応じ、その1割～3割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける他、次に掲げる費用についてその実費の支払いを利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は契約者に対し、当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意をする旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

①食材料費

②オムツ代及びその他指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に於いて提供される便宜の提供の内、日常生活に於いても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの(詳細は別紙の定めによる)。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 入居に際しては、主治医の診断書を提出すること。
- 2 利用者は努めて健康に留意すること。
- 3 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 4 浴室を利用する際には、転倒等に充分留意すること。
- 5 食事やその他家事等には、可能な限り協力すること。
- 6 喫煙又は飲酒をしてはならない。
- 7 喧嘩、口論等他人に迷惑をかけてはならない。
- 8 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(虐待の防止の為の措置)

第11条 当会は、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。

- 1 虐待対策委員会を3月に1回以上開催する(テレビ電話装置等の活用可能)と共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止の為の指針を整備し、定期的又は随時見直し、整備する。
- 3 虐待防止の為の研修を、従業者へ定期的に年2回以上実施する。又、従業者の新規採用時にも研修を実施する。尚、研修は施設長や管理者に対しても同様に実施する。
- 4 虐待早期発見チェックシートの活用等による、虐待の早期発見の為の取組を実施する。又、メンタルヘルス等に配慮した従業者への面談等を組織的に実施する。
- 5 高齢者虐待発見時の通報義務を従業者へ周知する。
- 6 上記措置を適切に実施する為の担当者を、虐待対策委員として各部署から1名以上ずつ選出する。

(身体拘束の廃止への取り組み)

第12条 当会は、身体拘束の廃止への取り組みとして、以下の措置を講じなければならない。

- 1 当該利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を実施しない。又、緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、利用者や家族等に説明し、同意の上実施する。尚、実施の際にはカンファレンスでの検討と医師の指示を必要とする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。又、身体的拘束等の記録の内容は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることが確認できる内容と、廃止に向けての検討材料となり得る内容を含むものとする。
- 3 身体的拘束対策委員会を設置し、3月に1回以上開催する。又、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図る。
- 4 身体的拘束対策の担当者を、身体的拘束対策委員として各部署から1名以上ずつ選出する。又、身体的拘束対策委員は、幅広い職種により構成する。
- 5 身体的拘束対策の指針を整備し、定期的に見直す。
- 6 身体的拘束等の適正化について、法人全体で情報共有し、今後の再発防止に繋げる為、次に掲げる事項を実施する。
 - ①身体的拘束等について報告する為の様式を整備。
 - ②従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録すると共に、①の様式に従い、身体的拘束等について報告する。
 - ③身体的拘束対策委員会に於いて、②により報告された事例を集計し、分析する。
 - ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する。
 - ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
 - ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価する。
- 7 身体的拘束対策に関する研修を、従業者へ定期的に年2回以上実施する。又、従業者の新規採用時にも研修を実施する。

(業務管理体制)

第13条 当法人は、業務管理体制について、下記事項を実施する。

- 1 法令遵種についての方針等を定める。
- 2 法令遵守責任者を定め、その役割も定める。
- 3 法令遵守の状況を定期的に又は必要に応じて随時検証し、法令遵守についての方針を適宜見直す。
- 4 法令等遵守の状況に関する情報を的確に分析し、法令等遵守体制の実効性の評価を実施する。
- 5 法令等遵守体制の実効性の評価の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定する等し、適時適切に問題点等の改善を実施する。

(非常災害対策)

第14条 当会は、周辺地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災、その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた業務継続計画(BCP)に基づき、非常災害対策を行う。

- 1 防災担当者、防火管理者には、支援相談員又はグループホーム エルーセラのホーム長を充てる。
- 2 火元責任者には、各部署から各担当者を充てる。
- 3 防火管理者は、消防計画を策定する。
- 4 平常時の対応を含む緊急時の対応として、非常災害発生時における業務継続、及び非常時における早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業員へ周知する。又、計画を定期的に検証し、見直す。
- 5 非常災害に備える為、災害時はもちろんのこと平常時から以下の情報収集等に注意を払う。
 - ①利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握
 - ②気象情報、災害危険個所の状態等、必要な情報の収集
 - ③従業員への防災教育、利用者の防災意識向上等
- 6 下記事項を目的として、他施設及び地域との連携に努め、その旨を利用者及び契約者に周知する。
 - ①関係機関(市区町村、消防署、警察署等)への通報、連絡体制の確保
 - ②入所者、利用者を円滑に避難誘導するための体制の確保
 - ③市区町村との連携協力体制の確保
- 7 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 8 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 9 災害が発生した場合は、被害を最小限に留める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 10 防災担当者は、施設職員に対して下記防災訓練を実施する。
 - ①防災教育及び基本訓練(防災訓練、通報訓練、避難訓練・・・年2回以上)
(夜間を想定した訓練を行う)
 - ②非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - ③防災訓練に、消防関係者や地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(ハラスメント対策)

第15条 当会は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント(以下「ハラスメント」という。)対策として、以下の措置を講じなければならない。

- 1 担当窓口を総務課に設置し、担当者には支援相談員を充てる。
- 2 ハラスメント対策のマニュアルを整備し、従業者へ周知徹底する。
- 3 ハラスメント対策に関する研修を、従業者へ定期的に年1回以上実施する。
- 4 ハラスメントに関する相談があった場合は速やかに事実確認をする。又、事実確認においては被害者、情報提供者、行為者それぞれのプライバシーに配慮する。
- 5 当施設従業者からのハラスメントの事実があった場合は、再発防止に向け、行為者へのハラスメントに関する研修受講を義務付ける。
- 6 被害者や情報提供者に対し、不利益な取扱いが無いよう従業者に周知する。
- 7 当会での対応が困難と判断した場合は、速やかに行政機関へ連絡する。

(女性の活躍や働き方の見直しへの取り組み)

第16条 当会は、女性の活躍や働き方の見直しへ取り組む為、以下の措置を講じなければならない。

- 1 担当窓口を総務課に設置し、担当者には支援相談員を充てる。
- 2 女性の活躍や働き方の見直しへ取り組む旨を社外に表明すると共に、役員や部署長をはじめ、従業者にも1年に1回以上は周知する。
- 3 女性従業者にも、キャリアアップを目的とした研修受講の機会を提供する。
- 4 従業者に対し、介護についての情報提供や研修等を実施する。
- 5 女性従業者が働きやすい職場環境を確保する為、ハード面の整備を実施する。
- 6 女性管理職の割合を、産業毎の平均値以上とする。
- 7 女性役員を1人以上選出する。
- 8 育児休業や介護休業取得者に対し、休業期間中や復職前後の時期に支援を実施する。
- 9 法定や通常の年次休暇以外の休暇制度として、リフレッシュ休暇を取得可能とする。
- 10 非正規雇用労働者から正社員への転換制度や、育児等を理由に退職した従業者の再雇用制度を可能とする。

(従業者の服務規律)

第17条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ①利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ②常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(従業者の質の確保)

第18条 従業者の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(従業者の勤務条件)

第19条 従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人 社団 桑崎会の就業規則による。

(従業者の健康管理)

第 20 条 従業者は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診することとする。但し、夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。又、従業者は、当施設が行う年 1 回のストレスチェックを受検することとする。

(認知症介護基礎研修の受講)

第 21 条 当法人は、介護に直接携わる職員の内、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる為に、下記の措置を講じなければならない。

- ①研修の案内
- ②研修費用の補助
- ③研修時間の確保

又、新卒採用、中途採用を問わず、施設・事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係の資格を有さない者に限る。)に対し、採用後 1 年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させなければならない。

尚、各資格のカリキュラム等に於いて、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している従業者については、当該研修の義務付けの対象とならない。

(協力医療機関)

第 22 条 当法人は、下記要件を満たした協力医療機関の名称等を栃木県に提出する。又、当法人は、利用者が協力医療機関等に入院した後に、症状が軽快し、退院が可能となった場合に於いては、速やかに再入所させることができるように努める。

- 1 利用者の病状が急変した場合等に於いて、医師又は看護職員が、相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 2 当施設からの診療の求めがあった場合に於いて、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 利用者の病状の急変が生じた場合等に於いて、当法人の医師又は協力医療機関やその他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 4 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認すること。
- 5 利用者に対する新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておく為、新興感染症発症時における対応を協議によって取り決めること。

(衛生管理)

第 23 条 当会は衛生管理対策で、業務継続計画(BCP)に基づき以下の事項を定める。

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 平時からの備えや対策、初動対応を含む感染拡大防止体制、感染症発生時における業務継続、非常時における早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、従業員へ周知する。又、計画を定期的に検証し、見直す。
- 3 インフルエンザ、腸管出血性大腸菌群、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止する為の適切な措置を周知徹底する。
- 4 食中毒及び感染症の、発生や蔓延を防止する為に衛生的な管理を行う。又、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携がとれるよう努める。
- 5 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房の従業員は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 6 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 7 空調設備等により施設内の適温の確保に努める。
- 8 感染症対策委員会を設置し、下記事項に取り組む。
 - ①感染対策担当者を、感染対策委員として各部署から 1 名以上ずつ選出する。(医師と看護師は必ず 1 名以上ずつ選出する。)
 - ②感染対策についての指針を整備し、定期的に見直す。
 - ③感染対策委員会を 3 月に 1 回以上開催する。
 - ④感染対策委員会の結果について、従業員に周知徹底する。
 - ⑤感染対策に関する研修を、従業員へ定期的に年 2 回以上実施する。又、従業員の新規採用時にも研修を実施する。
 - ⑥感染対策に関する訓練を、従業員へ年 2 回以上実施する。

(褥瘡予防対策)

第 24 条 当会は、利用者の褥瘡予防対策で、以下の事項を定める。

- 1 褥瘡対策担当者を、褥瘡対策委員として各部署から 1 名以上ずつ選出する。(医師と看護師は必ず 1 名以上ずつ選出する。)
- 2 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を実施する。
- 3 褥瘡対策委員会を設置し、3 月に 1 回以上開催する。
- 4 褥瘡対策についての指針を整備し、定期的に見直す。
- 5 褥瘡対策に関する研修を、従業員へ定期的に年 1 回以上実施する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策)

第 25 条 当会は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策で、以下の事項を定める。

- 1 負担軽減と安全で良質なサービス検討委員を各部署から 1 名以上ずつ選出する。
- 2 負担軽減と安全で良質なサービス検討委員会を設置し、3 月に 1 回以上開催する。
- 3 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策についての指針を整備し、定期的に見直す。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 26 条 当会は、事故発生の防止及び発生時の対応に取り組む為、以下の事項を定める。

- 1 事故対策担当者を、事故対策委員として各部署から 1 名以上ずつ選出する。
- 2 事故対策委員会を設置し、3 月に 1 回開催する。
- 3 事故対策の指針を整備し、定期的に見直す。
- 4 事故が発生した場合等にはその事実を事故対策委員会に報告し、事故対策委員会はその報告内容の分析を通じた改善策を、従業者に周知徹底する。又、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者等の家族に、場合によっては市区町村や居宅介護支援事業者等にも連絡すると共に、医療機関への受診等、必要な措置を講じる。尚、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録する。
- 5 利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに実施する。
- 6 転倒等を防止する為の環境整備に努める。
- 7 事故対策に関する研修を、従業者へ定期的に年 2 回以上実施する。又、従業者の新規採用時にも研修を実施する。

(苦情対策)

第 27 条 当会は、苦情に迅速かつ適切に対応する為、以下の事項を定める。

- 1 当会の苦情相談窓口を、支援相談員又はグループホーム エルーセラのホーム長及び各館の主任とする。又、当会及び外部の苦情相談窓口について、重要事項説明書や施設内の掲示によって周知する。
- 2 苦情処理の体制及び手順等を整えると共に、その内容を重要事項説明書や施設内の掲示によって周知する。
- 3 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。又、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を実施する。
- 4 市区町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合は、調査に協力すると共に、指導又は助言に従い必要な改善を実施する。尚、市区町村又は国保連から、改善内容の報告の求めがあった場合には報告する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 28 条 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後に於いても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の、個人情報や秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行う他、必要な措置として書面にて秘密保持に関する誓約書を交わす。又、従業者等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。尚、サービス担当者会議等に於いて、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ利用目的を明確にし、文書により同意を得る。

(介護予防)短期利用共同生活介護)

第29条 当事業所は、各共同生活住居の定員範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の(介護予防)指定認知症対応型共同生活介護(以下「(介護予防)短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 1 (介護予防)短期利用共同生活介護の定員は1の共同生活住居につき1名とする。
- 2 (介護予防)短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 3 (介護予防)短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 4 入居者が入院等の為に、長期に渡り不在となる場合は、入居者及び契約者の同意を得て、(介護予防)短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。尚、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、(介護予防)短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 5 (介護予防)短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(電磁的記録)

第30条 当法人は、利用者及び契約者との書類等に関する提出や受領に対し、電磁的記録を利用する場合がある。

- 2 利用者や契約者が、電磁的記録での書類等に関する提出や受領を求めた場合であっても、当施設が対応していない電磁的記録媒体での書類等に関する提出や受領はできない場合がある。

(情報揭示)

第31条 当法人は、当施設の運営規定や重要事項等に関する情報を、書面揭示の他、下記インターネット上にて公表する。

- ① 当法人ホームページ <https://kuwasakikai.jp>
- ② 介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

(その他運営に関する重要事項)

第32条 運営規程の概要、施設従業者の勤務体制、協力医療機関、利用者負担額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 妥当適切な(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供する為に、市区町村又は都道府県が行う調査に協力すると共に、市区町村又は都道府県からの指導又は助に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 会計に関する記録はその完結の日から7年間、サービス提供に関する記録はその完結の日から5年間保存する。
- 4 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人 社団 桑崎会の役員会に於いて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、2016年12月1日から施行する。

この運営規程は、2018年 8月1日より一部改正する。

この運営規程は、2021年 4月1日より一部改正する。

この運営規程は、2021年10月1日より一部改正する。

この運営規程は、2024年 4月1日より一部改正する。